

令和2年度 第6回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和2年度第6回農業委員会総会日程表

日 時 令和2年9月9日（水） 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見
について
日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第6 議案第4号 農地台帳登載願について
日程第7 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について
日程第8 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員（19名）

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 尾藤元一 | 3 高橋忠明 | 4 横尾昇 |
| 5 押条和司朗 | 6 中泉敏則 | 7 鈴木修三 | 8 篠原京子 |
| 9 星川俊夫 | 10 高橋博 | 11 坂上宏 | 12 眞鍋晴豊 |
| 13 鈴木博美 | 14 高橋藤信 | 15 鈴木和治 | 16 鈴木秀幸 |
| 17 寺尾悟志 | 18 則友祝幸 | 19 石川武将 | |

出席農地利用最適化推進委員（24名）

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 脇純樹 | 2 石川茂 | 3 薦田悦男 | 4 森川雅之 |
| 5 石川俊治 | 6 佐藤保之 | 7 宇高勉 | 8 鎌倉静夫 |
| 9 尾崎之隆 | 10 喜井仁志 | 11 村上紘一 | 12 三宅恒久 |
| 13 紀井正明 | 14 受川清男 | 15 河村一碩 | 17 鈴木一郎 |

18 眞鍋聖二 19 川上雅司 20 渡辺昇 21 越智寧
22 村上佳清 23 近藤良啓 24 高橋祥志 25 鈴木敏也

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

16 合田篤夫

出席した職員

事務局長 篠原敬三 係長 大西かおり 係長 三村真都華
主査 金子愛弓

第6回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和2年9月9日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、19名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第6回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、
農地利用最適化推進委員の

16番 合田 篤夫 (ごうだ あつお) 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

14番 高橋 藤信 (たかはし ふじのぶ) 委員

15番 鈴木 和治 (すずき かずはる) 委員

を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

議長 報告を求めます。金子 愛弓 (あゆみ) 君

金子 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明いたします。

番号1の案件については、令和2年7月29日解約。

以上、1件の解約通知がありましたので報告します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で報告は終わりました。

議長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 愛弓（あゆみ）君

金子 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。許可後は里芋、ツグネ芋、果樹の栽培を予定しています。

番号2の案件については、議案書1ページ、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」番号1で説明した合意解約の関連案件です。受人はこれまで、申請地で耕作しており小作地開放により、売買による所有権移転です。許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号3の案件については、親子間の贈与による所有権移転です。現在も親子で耕作していますが、生前贈与の意向から申請するもので、許可後は水稻、お茶、しきび等の栽培を予定しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転です。許可後は野菜の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 続まして2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありますか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 かおり 君

大西 それでは、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」説明いたします。

番号1の案件については、後程説明します議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請」17番から19番に関連する案件です。申請者は既に農地転用許可を得て、紙加工場建設計画を進めていますが、従業員駐車場の不足が判明したため、隣接地を取得し、従業員駐車場を建設する

ための事業計画変更です。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番

委 員 特に異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、異議なしと認め、原案のとおり承認することとし、県許可分ですので、直ちに意見を附して愛媛県知事に進達いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 かおり 君

大 西 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は12件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件については、受人は現在賃貸住宅に居住していますが、近隣に自己住宅を希望していることから、申請地を譲り受けての一般個人住宅

建築です。

番号2の案件については、受人は宅地建物取引業を営んでいますが、学校や医療機関が近く、住環境が整っている、申請地を譲り受けての建売住宅建築です。

番号3の案件については、受人は周辺地域の住宅需要が高まっていることを考慮し、申請地を譲り受けての賃貸共同住宅建築です。

番号4から11は受人が同一人ですのでまとめて説明します。

番号4から11の案件については、受人は鉄筋組立業を営んでおり、現在、順調に業績が拡大し、将来を見越し、現工場に隣接する申請地を譲り受けての加工場建設です。

開発許可の必要な案件であり、排水計画等については、都市計画課の開発協議で審議されております。

番号12と13は受人、渡人が同一人のため、まとめて説明します。

番号12の案件については、受人は現在の住居からの移転を計画しており、住環境が整っている申請地を譲り受けての一般個人住宅建設です。

番号13の案件については、番号12の案件の新居の建築にあたり、家計の安定のため、申請地を譲り受けての貸露天駐車場建設です。

番号14の案件については、受人は、申請地周辺で賃貸共同住宅の需要が高まっていることを考慮し、申請地を譲り受けての賃貸共同住宅建設です。

番号15と16の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。渡人は高齢により営農困難となり、また受人は賃貸共同住宅建築のための土地を探していたところ、双方の利害が一致し、申請地を譲り受けての賃貸共同住宅建築です。

番号17から19の案件については、先程説明しました、議案第2号の事業計画変更に関連する案件です。受人は紙加工場建設計画を進めるなか、従業員駐車場が不足していることが判明したため、申請地を譲り受けての

駐車場建設です。

番号20から22の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は紙加工及び販売業を営んでいますが、受注の増加により、倉庫及び駐車場の確保が急務となり、隣接する申請地を譲り受けての倉庫及び駐車場の建設です。

番号23の案件については、受人は現在賃貸共同住宅に居住しておりますが、新居を建築するため、妻の実家に近接し、勤務地にも近く、住環境が整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。

番号24と25は受人が同一人なのでまとめて説明します。受人は現在、親子で母親の家に居住しておりますが、手狭になったため申請地を譲り受けての一般個人住宅建設です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番から11番

委員 特に異議ありません。

議長 12番

委員 特に異議ありません。

議長 13番

委員 特に異議ありません。
議長 14番
委員 特に異議ありません。
議長 15番
委員 特に異議ありません。
議長 16番
委員 特に異議ありません。
議長 17番
委員 特に異議ありません。
議長 18番
委員 特に異議ありません。
議長 19番
委員 特に異議ありません。
議長 20番
委員 特に異議ありません。
議長 21番
委員 特に異議ありません。
議長 22番
委員 特に異議ありません。
議長 23番
委員 特に異議ありません。
議長 24番
委員 特に異議ありません。
議長 25番
委員 特に異議ありません。
議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、異議なしと認め、原案のとおり承認することとし、県許可分ですので、直ちに意見を附して愛媛県知事に進達いたします。

議長 日程第6、議案第4号、「農地台帳登載申請について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 真都華(まどか)君。

三村 それでは、議案第4号、「農地台帳登載申請について」説明いたします。番号1の案件については、7月29日に農地台帳登載申請があり、8月12日、地元農業委員、推進委員とともに、現地調査を行いました。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「農地台帳登載申請について」原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり登載すること

に決しました。

議長 日程第7、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 愛弓（あゆみ）君

金子 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について」説明いたします。

番号1の案件については、申請地は既に会社の宅地の一部として建物が建築されており、今回、用途廃止後、払い下げを受け、所有地と一体利用する予定です。

番号2の案件については、用途廃止後、払い下げを受け、水路を付け替える予定です。

番号3の案件については、申請人は、加工場の建設を予定しており、用途廃止後、払い下げを受け、隣接地とともに一体利用する予定です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特にありません。

議長 2番

委員 特にありません。

議長 3番

委員 特にありません

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について」は、廃止

しても支障がない旨の意見とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とし、市へ答申いたします。

議長 日程第8、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 真都華（まどか）君

三村 諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」説明いたします。

申請件数は3件で、すべて個別除外の案件です。

番号1の案件については、申請者は、機械の設計及び製造業を営んでおり、事業を拡大するに伴い従業員が増え、現在の本社兼事務所では手狭となり、また、慢性的に駐車場が不足しているため、申出地の西側の倉庫に本社工場を含む全ての工場の機能の移転、申出地近隣の自社所有地に、事務所建設と従業員等の駐車場の整備を計画しました。しかし、公道に接しておらず事務所の建築許可が取れないため、事務所建設予定地と公道を繋ぐ土地を複数検討しましたが、除外申請地以外に利用できる土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外を申請するものです。

番号2の案件については、申請者は、紙・パルプ・化成品等の販売業を営んでおり、近年業績は好調であり、更なる経営基盤の安定化を図るにあたり、既存倉庫だけでは対応しきれず、所有地、隣接地において倉庫建設を検討しました。しかし、条件を満たす用地の確保ができなかったため、建設予定地について複数検討しましたが、申出地以外に、交通条件が良く物流等に優れ、約2ha程度の一団の土地を形成し一体利用ができることなど、条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

番号3の案件については、申請者は、地域密着型特別養護老人ホームの事業運営の経営事業に執拗な、経理事務及び不動産の賃貸・管理や介護支援等の事業を行っています。介護の必要な高齢者の増加に伴い、介護員の人手不足の解消が喫緊の課題となっている中、4年計画で毎年4名程度の外国人技能実習生を受け入れることが決まっており、早急に共同住宅の建設が必要になりました。しかし、それを建設する土地を所有しておらず、施設周辺に利用できる土地を複数検討しましたが、除外申請地以外に利用できる土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外を申請するものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特にありません。

議長 2番

委員 特にありません。

議長 3番

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、変更しても支障がない旨の意見とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とし、市へ答申いたします。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 (事務報告)

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。
これをもちまして、第6回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:00)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 厚

委 員 高 橋 藤 信

委 員 鈴 木 和 治
